

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県伊那市

## 2 構造改革特別区域の名称

伊那市における福祉有償運送使用車両の拡大特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

伊那市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

伊那市は、長野県の南部に位置し、面積は 207.64 k m<sup>2</sup> である。人口は 64,488 人（平成 17 年 4 月 1 日現在、外国人含む）で長野県下 18 市中 8 番目、住民基本台帳による世帯数は 22,881 世帯、一世帯あたりの人員数は 2.81 人である。65 歳以上の人口は 14,078 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）で高齢化率 21.86% となっており、全国数値をほぼ 10 年先行している水準にあり、今後もこの数値はさらに増加を続け、平成 30 年頃には 25% 程度まで上昇することが予想されている。身体障害者手帳所持者は 1,840 人、療育手帳所持者は 313 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 149 人（いずれも平成 17 年 4 月 1 日現在）である。

### 【移動制約者の状況】

介護保険の要支援・要介護認定者

平成 17 年 3 月末現在、65 歳以上人口 14,078 人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている高齢者の数は 1,984 人で、認定率は 14.09% である。

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
65歳以上	188	740	318	231	255	252	1,984
40～64歳	2	28	9	7	3	10	59
計	190	768	327	238	258	262	2,043

要支援・要介護認定者のうち、要介護 3～5 の認定を受けている 758 人の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動制約者であると推定される。また、要支援～要介護 2 の認定を受けている 1,285 人の大部分は、福祉車両は必要ないものの、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者であると推定される。

### 虚弱高齢者・ひとりぐらし高齢者

平成 17 年度中に策定予定の第三期伊那市介護保険事業計画においては、要支援・要介護状態に陥るおそれがある、いわゆる虚弱高齢者を厚生労働省の統計等から高齢者人口の 5%程度と推計している。また伊那市では、介護保険の要支援・要介護認定者のほかに、平成 16 年度に実施したアンケート調査によれば約 700 人が「利用できるバス・電車などの交通機関がない」と回答している。

また、平成 17 年 3 月 31 日現在の 65 歳以上の高齢者 14,078 人のうち、ひとりぐらし高齢者は 1,242 人で、高齢者人口に占める「ひとりぐらし高齢者」の割合は 8.82%であった。

伊那市における「ひとりぐらし高齢者」の割合は年々増加しており、平成 7 年には 7.59%だったが、今後も増え続けることが予想される。ひとりぐらし高齢者がただちに移動困難者となるわけではないが、家族による送迎が期待しにくいことから、地域における外出支援が必要となる可能性が高いと考えられる。

### 身体障害者

平成 17 年 3 月末現在、身体障害者手帳の交付者数は、1,840 人で、うち視覚障害者 103 人、肢体不自由障害者 1,132 人の多くが、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者であると推定される。

視覚障害者や内部障害者の内、じん臓機能障害者の大部分は、福祉車両による移送は必要としないが、一人で公共交通機関を利用することは困難であると推定され、セダン型車両による移送の潜在的需要者であると思われる。

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	31	36	7	3	14	12	103
聴覚障害	3	38	36	23	2	64	166
音声・言語	0	1	5	7	0	0	13
肢体不自由	202	243	233	257	145	52	1,132
内部	227	3	78	118	0	0	426
計	463	321	359	408	161	128	1,840

### 知的障害者

平成 17 年 3 月末現在、療育手帳の交付者数は 313 人である。

知的障害者の中には、公共交通機関の利用方法などが理解できない方もあり、また、介護者や環境が変わるとパニックに陥る障害者も多い。肢体不自由との重複障害がない知的障害者については、福祉車両による移送は必要でないため、セダン型車両を用いた移送サービスにより、本人をよく理解している特定の運転者が外出支援を行う必要がある。

	重度	中度	軽度	計
18歳以上	93	95	37	225
18歳未満	32	27	29	88
計	125	122	66	313

## 精神障害者

平成 17 年 3 月末現在、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 149 人である。精神障害者のうち一部の方については、公共交通機関の利用が困難であり、移動制約者に含まれると推定される。

### 【公共交通機関の状況】

市内を走る鉄道には、JR 東海飯田線がある。市内を南北に縦断している路線のため、東西に移動する際はバス、タクシー等を利用しなければならない現状である。また、市内 5 駅のうち、平成 17 年 4 月現在、バリアフリー化されていないなど、車椅子等の利用者にとって課題が多い状況である。

市内のバス路線としては、伊那バス、JR バスの 2 社 7 系統のバス路線が走っている、また、伊那市がバス会社に委託等して運行している、市街地循環バス、地区循環バス、生活路線バスが 13 路線あるが、村部を中心に一週間に 1 日から 3 日で、1 日の運行も 1 往復から 4 往復と、ルート設定や運行回数が極めて少なく利用の制限を受け、きめ細かいバスサービスが実現されていない。

また現在運行されているバス車両のうち、「ノンステップバス」については、市街地循環バス 1 路線 1 台のみであり、バリアフリー法に基づく計画的な車両変更が望まれる。

市内のタクシー事業者は 3 社で合計 68 台の車両を保有している。そのうち福祉車両は 4 台で、1 日に 1 台当たり平均 6 人が利用している。

### 【市の外出支援施策】

伊那市では、身体障害者手帳を所持する下肢、体幹障害 3 級以上の方および、内部、視覚障害一級、療育手帳所持者のうち A 1 の方を対象に福祉タクシー券を月額 1,160 円交付している。平成 16 年度の交付人数は、200 人であった。福祉タクシー券の利用先としては、タクシー会社など 8 社（団体）と契約している。平成 16 年度の利用実績をみると、2,974 回利用されている。

### 【市内移送サービス団体】

平成 17 年 4 月現在、市が把握している市内の福祉車両による移送サービス団体は、4 団体である。セダン型への運行車両の拡大を求めている。

ボランティア移送サービス団体および使用車両台数

1) 社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会

〔福祉車両 5 台〕

2) 特定非営利活動法人 まほろば

〔福祉車両 1 台〕

3) 特定非営利活動法人 たすけあいグループうつぐみ

〔福祉車両 1 台〕

4) 送迎サービス友の会（特定非営利活動法人取得予定）

〔福祉車両 1 台〕

## 5 構造改革特別区域計画の意義

伊那市の中心部に位置する町部は市街地循環バスが運行するなど比較的交通の利便性は高いが、市の周辺地域は、若い世代の自家用車の普及と反比例して公共交通機関である路線バス等の本数が次第に少なくなり、現在では1週間に数日の運行で、1日あたりの本数も2往復程度のバス路線が多く、運行時間が病院への利用時間と合わないことから数人しか乗車していない状況である。

そうした状況に対応して、現状の公共交通機関では外出が困難な障害者・高齢者などに対して、希望した時間に送迎してくれるボランティア団体の福祉車両による移送サービスが住民の切実な要望から福祉車両の利用実績を重ねてきている。その中でも、歩行は困難ではあるが座ることのできる高齢者など人数が多く、必ずしも福祉車両を必要としない移動制約者の送迎については、セダン型車両を利用した移送サービスが望まれており、移送制約者の希望による時間での利用拡大をすることにより、社会参加の促進と福祉の増進の効果が期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

伊那市は長寿県である長野県の中でもさらに高齢化が進んでおり、全国で最も高齢化の進んだ自治体の一つと言える。伊那市では平成16年度に策定した「伊那市福祉計画」の中で、今後高齢化がさらに進み、高齢者が外出をあきらめて家に閉じこもることによって要介護の状態が進まないように、ミニデイサービス事業や転倒予防教室などの事業を実施し、健康で元気に高齢者が暮らす街としてモデルケースになるよう施策を進めている。また、平成16年度に策定した「伊那市障害者計画」では、ノーマライゼーションの理念に沿って障害者が地域の一員として充実した生活を送るためコミュニケーションの拡大による社会適合の援助の必要性が述べられている。

そうした施策を推進するため、外出支援策として電車やバスなどによる外出が困難な障害者などに対して、福祉タクシー券や高齢者バス・タクシー券の交付などを実施してきたが、利用金額に制限があり、必要とする外出需要が満たされていない。

高齢化の進行などにより、外出支援が必要な方の数は増えつづけており、行政の施策だけでは十分に対応できていない。移動制約者の日常での社会参加促進のため外出支援を促進し、人と人が交流し「元気で長生きいなし」を実現することを構造改革特別区域計画の目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

全国で最も高齢化が進む伊那市において、単に長生きをするだけでなく、元気でいきいきと生活を送るために、人との交流が重要であり、予防医療事業への参加や、公民館事業など余暇活動への参加は地域活力となり、伊那市の福祉計画の目標である「人と自然にやさしい、活力と創造のまち」へとつながる。そうした社会参加の促進は結果として、高齢者の介護予防効果や、入院の減少が期待できる。また障害者の「完全参加と平等」を推進

する施策のひとつにもなる。

移送制約者の外出を促進することで地域商店街での買い物などにより消費の拡大が図られ、また福祉移送を行うボランティアと利用者の交流から助け合いの精神が育まれ、ボランティア事業に関する情報交換や、災害時の要援護者を把握することが出来るなど福祉行政施策を行う上での基礎となる。

## 8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業  
1206(1216)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 1. 障害者・高齢者施策

#### (1) 障害者福祉タクシー券

対象： 下肢、体幹障害で身体障害者手帳1～3級の方  
視覚、内部障害で身体障害者手帳1級の方  
療育手帳所持者A1の方

福祉タクシー券交付枚数：1ヶ月につき580円券2枚(1,160円分)

契約事業者：8社(平成17年4月現在)

受給者数：200人(平成16年度)

決算額：1,719,100円(平成16年度)

#### (2) 高齢者タクシー券

対象： 高齢者(70歳以上)のみの世帯で交通手段がない世帯

バス・タクシー券交付枚数：

1年間 100円券 24枚 (2,400円分)市街地居住

1年間 100円券 72枚 (7,200円分)市街地以外

1年間 100円券 144枚 (14,400円分)遠隔地居住

契約事業者：6社(平成17年4月現在)

受給者数：1,313人(平成16年度)

決算額：5,342,350円(平成16年度)

#### (3) 障害者への自動車燃料費の助成

対象：自動車税または軽自動車税の減免を受けていて下記に該当する方

(障害者福祉タクシー券利用者は対象外)

下肢、体幹障害で「身体障害者手帳」1～3級の方

視覚、内部障害で「身体障害者手帳」1級の方

療育手帳所持者A1の方

助成額：1 ヶ月 1,160 円（平成 16 年度）

受給者数：延 330 人（平成 16 年度）

決算額：2,178,000 円（平成 16 年度）

## 2. 障害者支援費サービス

### (1) 「移動介護」

対象者：視覚障害者（ガイドヘルパー）、知的障害者、障害児

利用人数：視覚障害者約 7 名（ガイドヘルパー4 名）、知的障害者約 12 名、障害児約 23 名（平成 17 年 3 月実績）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとに規制の特例措置の内容

別紙

## 1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で活動する運営協議会において認められた社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

## 4 特定事業の内容

### (1) 運送主体

- ・ 伊那市内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等

### (2) 事業がおこなわれる区域

- ・ 出発地又は到着地が伊那市

### (3) 事業により実現される行為

- ・ 要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者などで、あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為

## 5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は、車いす対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析患者や視覚障害者等に対しては、福祉車両を用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大する。

### (1) 伊那市福祉有償運送運営協議会の設置

第1回運営協議会は、平成17年10月14日に開催予定。

移送制約者の自由な外出を支援するため、市内の移送制約者及び福祉車両の運行に関する情報と課題を把握しながら、道路運送法第80条第1項の特別措置に基づき行われる福祉有償運送の安全の確保及び利用者の利便の確保に係る方策等を協議するため、伊那市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

協議会は委員20人以内で組織する。

委員は次に掲げる者のうちからの市長が委嘱する。

- 1) 識見を有する者
- 2) 移送制約者代表
- 3) 移送サービス提供者代表
- 4) 地域住民代表
- 5) タクシー事業者及び運転者の代表

## (2) 運送主体

伊那市内で活動する運営協議会において認められた社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等で道路運送法80条第1項の許可を受けた法人とする。

## (3) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両とする。

### 使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、または、運転者等から提供される自家用自動車以下で以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

### 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・ 氏名、名称または記号
- ・ 「有償運送車両」または「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。文字は縦横5センチ以上とする。

### 自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の型式、自動車登録番号および初年登録年、損害賠償措置、関係する設備または装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

## (4) 運転者

### 自動車免許の種別および講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などによ



り有償運送に十分な能力および経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・ 警視庁交通安全指導センターが実施する「四輪安全運転講習」など、車両の運転に関する技術および知識の向上を図ることを目的とした、実車を伴う講習等を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修、または、移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者、その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

#### 運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴およびその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

#### （5）損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（いずれも搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### （6）運送の対価

一般旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

#### （7）管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、以下のように明確に整備されていること。

- ・ 運送主体において、運行管理責任者が選任されており、指揮命令系統が明確にされていること。
- ・ 運転者が自宅から利用者宅へ直接出向く場合には、電話等により運行管理に関する指示・伝達・報告が確実に実施される体制が整っていること。
- ・ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- ・ 運送主体において、事故防止や安全確保に関する研修等計画があること。
- ・ 伊那市および運送主体において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応責任者が明確であること。
- ・ 伊那市および運送主体において、利用者からの苦情に対し適切に記録・対応する体制となっており、対応責任者が明確であること。
- ・ 伊那市および運送主体において、有償運送の条件が確保されているかどうかを随時

確認する体制が整っており、責任者が明確であること。

( 8 ) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。